

ビジネスリース承諾書約款

このビジネスリース承諾書約款（以下「本約款」といいます。）は、第2条に定める本リース契約を申し込む者（以下「甲」といいます。）が、本リース契約に関しスターティア株式会社（以下「乙」といいます。）に対して承諾する諸条件を定めるものです。

第1条（定義）

本約款において使用される用語の定義は、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 「本承諾書」とは、甲が乙に提出するビジネスリース承諾書兼撤去依頼書をいいます。
- (2) 「リース会社」とは、本承諾書記載の利用リース会社をいいます。
- (3) 「本リース物件」とは、本承諾書記載の本リース物件をいいます。
- (4) 「残リース」とは、本承諾書記載の撤去品に係るリース契約の甲の残債務をいいます。

第2条（本リース契約）

甲は、リース会社を貸主兼買主、甲を借主、乙を売主とする、本承諾書記載のリース契約（以下「本リース契約」といいます。）を申し込みます。

第3条（クーリングオフの対象外）

甲は、本リース物件を自己の営業のために使用します。本リース契約はクーリングオフの対象外となります。

第4条（所有権）

本リース物件は、リース会社の所有物となります。

第5条（譲渡・転貸の禁止）

本リース物件の譲渡及び転貸は、原則として禁止されています。

第6条（中途解約の禁止）

本リース契約の中途解約は原則として禁止されています。甲がリース会社の了解を得て本リース契約を中途解約する場合は、残期間分のリース料に解約手数料等を加算した金額をリース会社へ一括で支払うものとします。

第7条（残リースの精算）

1. 甲は、残リースがあるときは、その情報を乙に正確に申告するものとします。万が一、残リースを正確に申告しなかったことが原因で、リース会社との間で紛争が生じたときは、甲の責任において、リース会社との間で紛争を解決するものとします。
2. 本承諾書に記載の残リースの解約金（見込額）が実際の残リースの解約金の額よりも少なかったときは、甲は、直ちに不足分を乙に支払います。
3. 本承諾書に記載の残リースの解約金（見込額）が実際の残リースの解約金の額より多かった場合は、甲は、本リース物件の検収完了後4ヶ月以内に差額の返金を受けることができます。

第8条（協力義務）

1. 甲は、使用環境、ネットワーク環境、警備システム及びファームバンキングの使用状況等の本リース物件の設置に必要な情報を乙に提供します。
2. 乙から依頼があったときは、甲は、本リース物件の設置工事のための現地調査に協力します。
3. 本リース物件の設置場所が賃貸物件のときは、甲は、予め設置工事についてビルオーナーの許諾を得ます。
4. 甲は、本リース物件の設置工事に必要な作業場所を確保するものとします。
5. 甲は、施工日に甲の担当者を立ち合わせよう努めるものとします。

第9条（再委託）

甲は、本リース物件の設置工事の全部又は一部を乙が必要に応じて、協力業者（以下「再委託先」といいます。）に委託することをあらかじめ承諾します。

第10条（検収）

甲は本リース物件の引き渡し後速やかに、リース会社の検収を受けるものとします。甲が、本リース物件に何ら問題が無く、その他正当な理由が無いにもかかわらず本リース物件の受領後2ヶ月以内にリース会社の検収を受けずに、リースが実行されなかったときは、本リース契約に基づきリース会社から乙に支払われる予定であった金額を乙に一括で支払う方法により乙の被った損害を賠償するものとします。

第11条（バックアップ）

本リース物件の設置工事が、甲の既設のサーバー、PC及びその他ネットワーク機器等の設定変更等を伴う場合、甲は、自らの責任と裁量でバックアップを取得するものとします。バックアップからのデータの復旧作業は、甲自らの責任と費用負担で行うものとします。

第12条（撤去品）

1. 甲が撤去を乙に委託するときは、甲の責任において撤去の日までに撤去品に保存されたデータの消去を実施するものとし、乙は当該データの取り扱いについて一切の責任を負わないものとします。
2. 撤去品の所有権は、乙と撤去品の貸主のリース会社との取り決めによります。

第13条（再リースの解約手続代行）

甲が再リースの解約手続の代行を乙に依頼したときは、乙は本リース物件の検収完了日から、2ヶ月以内に再リースの解約手続を実施します。なお、甲は、解約手続中に再リース契約が自動更新されても乙に異議を申し立てることができません。

第14条（個人情報保護方針）

甲は、下記URLの乙の「個人情報保護方針」及び「個人情報の取扱いについて」に同意します。

「個人情報保護方針」及び「個人情報の取扱いについて」：<https://www.startia.co.jp/privacy/>

第15条（保証）

1. 本リース物件の故障時の対応は、原則として、メーカー保証となります。メーカー保証期間終了後の修理及び保証対象外の修理は有償となります。
2. 甲は本リース物件の引き渡しから1ヶ月間に限り、設置工事又は設定に起因する障害の対応を乙より無料で受けることができます。引き渡しから1ヶ月を経過したときは有償対応となります。
3. 甲が、乙と本リース物件の保守契約又はカウンターシステム契約を締結したときは、当該契約に基づく保守サービスを受けることができます。
4. 甲は、明示・黙示を問わず、本リース物件の市場性及び特定の目的又は用途に対する適合性について一切保証を乙に求めることはできません。

第16条（損害賠償責任）

1. 本リース物件にかかる乙の損害賠償責任は、乙の責めに帰す事由によって直接かつ現実に発生した通常の損害に限られるものとします。乙は、逸失利益、間接損害、特別の事情によって発生した損害を支払う義務を負わないものとします。
2. 乙の責めに帰す事由により、本リース物件を使用できない時間が生じたため発生した損害については、リース料の1ヶ月分を損害賠償の上限とします。

第 17 条（協議事項）

本承諾書及び本約款に定めのない事項、又は本承諾書及び本約款の解釈についての疑義が生じたときは、甲と乙が誠意をもって協議のうえ解決します。

第 18 条（管轄合意）

本承諾書及び本約款に関する一切の訴訟は、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

スターティア株式会社
2021年7月6日 施行